

第2期 中間決算公告

平成22年12月22日

宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号  
 フィデアホールディングス株式会社  
 代表執行役社長 里村正治

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	223	未払法人税等	24
繰延税金資産	17	賞与引当金	37
その他	310	その他	13
流動資産合計	551	流動負債合計	75
固定資産		負債の部合計	75
有形固定資産	99	(純資産の部)	
無形固定資産	71	株主資本	
投資その他の資産		資本金	15,000
関係会社株式	61,765	資本剰余金	
その他の資産	93	資本準備金	7,500
投資その他の資産合計	61,859	その他資本剰余金	38,988
固定資産合計	62,030	資本剰余金合計	46,488
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	1,019
		利益剰余金合計	1,019
		自己株式	△0
		株主資本合計	62,506
		純資産の部合計	62,506
資産の部合計	62,581	負債及び純資産の部合計	62,581

中間損益計算書

平成22年4月1日から

平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	957	
関係会社受入手数料	513	
営業収益合計		1,470
営業費用		
販売費及び一般管理費	490	
営業費用合計		490
営業利益		980
営業外収益		18
営業外費用		0
経常利益		998
税引前中間純利益		998
法人税、住民税及び事業税	21	
法人税等調整額	△3	
法人税等合計		18
中間純利益		979

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（平成21年10月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物            8年～19年

その他           4年～15年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### （資産除去債務に関する会計基準）

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                            | 15百万円     |
| 2. 消費税等の取扱い                                  |           |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |           |
| 3. 関係会社の株式総額                                 | 61,765百万円 |
| 4. 1株当たりの純資産額                                | 296円51銭   |

### （中間損益計算書関係）

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 |       |
| 有形固定資産                  | 9百万円  |
| 無形固定資産                  | 2百万円  |
| 2. 1株当たり中間純利益金額         | 6円83銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額  | 4円81銭 |

### （税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 繰延税金資産

賞与引当金	15百万円
未払事業税	2百万円
繰延税金資産小計	17百万円
評価性引当額	一百万円
繰延税金資産合計	17百万円
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金資産の純額	17百万円

平成 22 年 12 月 22 日

宮城県仙台市青葉区中央三丁目 1 番 24 号  
 フィデアホールディングス株式会社  
 代表執行役社長 里 村 正 治

中間連結貸借対照表 (平成22年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	40,771	預 金	1,916,293
コールローン及び買入手形	38,000	譲 渡 性 預 金	96,602
買 入 金 銭 債 権	6,563	コールマネー及び売渡手形	16,027
商 品 有 価 証 券	755	借 用 金	42,615
金 銭 の 信 託	3,967	外 国 為 替	2
有 価 証 券	617,048	社 債	10,000
貸 出 金	1,421,433	そ の 他 負 債	21,631
外 国 為 替	1,858	賞 与 引 当 金	277
そ の 他 資 産	15,660	退 職 給 付 引 当 金	2,722
有 形 固 定 資 産	24,448	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	195
無 形 固 定 資 産	1,612	偶 発 損 失 引 当 金	197
繰 延 税 金 資 産	14,714	そ の 他 の 引 当 金	62
支 払 承 諾 見 返	15,665	繰 延 税 金 負 債	9
貸 倒 引 当 金	△20,759	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	762
		支 払 承 諾	15,665
		負 債 の 部 合 計	2,123,066
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,000
		資 本 剰 余 金	34,712
		利 益 剰 余 金	15,369
		自 己 株 式	△9,972
		株 主 資 本 合 計	55,109
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	42
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△21
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,024
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,045
		少 数 株 主 持 分	2,518
		純 資 産 の 部 合 計	58,674
資 産 の 部 合 計	2,181,740	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,181,740

中間連結損益計算書

平成22年4月1日から

平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	25,717
資金運用収益	17,707
（うち貸出金利息）	15,034
（うち有価証券利息配当金）	2,609
役員取引等収益	4,689
その他の業務収益	2,266
その他の経常収益	1,053
経常費用	22,126
資金調達費用	2,072
（うち預金利息）	1,692
役員取引等費用	1,372
その他の業務費用	1,855
営業経費用	14,605
その他の経常費用	2,219
経常利益	3,590
特別利益	203
特別損失	66
税金等調整前中間純利益	3,727
法人税、住民税及び事業税	110
法人税等調整額	1,472
法人税等合計	1,582
少数株主損益調整前中間純利益	2,145
少数株主損失	△136
中間純利益	2,282

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 13社

株式会社荘内銀行  
株式会社北都銀行  
荘銀事務サービス株式会社  
荘銀カード株式会社  
株式会社フィデアベンチャーキャピタル  
株式会社フィデア総合研究所  
株式会社 I S B コンサルティング  
北都総研株式会社  
北都銀ビジネスサービス株式会社  
株式会社北都ソリューションズ  
株式会社北都情報システムズ  
株式会社北都カードサービス  
北都チャレンジファンド1号投資事業組合

株式会社北都ベンチャーキャピタルは解散により連結される子会社に該当しないこととなったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

株式会社荘銀ベンチャーキャピタルは平成22年6月18日に株式会社フィデアベンチャーキャピタルへ、株式会社荘銀総合研究所は平成22年7月1日に株式会社フィデア総合研究所へそれぞれ商号変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 一社

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

- (2) 持分法適用の関連法人等 一社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

- (4) 持分法非適用の関連法人等 一社

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 12社

6月末日 1社

- (2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、一部の子銀行においては、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：4年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む子会社及び主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、株式会社北都銀行及び一部の主要な連結される子会社及び子法人等における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,921百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（0年～5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(11) その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を計上しております。また、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

一部の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。



(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15) 消費税等の会計処理

当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響はありません。

### (企業結合に関する会計基準等)

企業結合等が当第2四半期連結会計期間に行われたことに伴い、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第7号平成20年12月26日）」、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）」を適用しております。

## 表示方法の変更

### (中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、負ののれんを負債の部の「その他負債」に含めて表示しております。

### (中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,527百万円、延滞債権額は30,725百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,837百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,115百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,231百万円であります。

6. 当社の連結される子会社である株式会社北都銀行の住宅ローン債権証券化により、信託譲渡した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、12,203百万円であります。なお、劣後受益権7,357百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に6,257百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に1,100百万円を計上しております。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 53,176百万円

担保資産に対応する債務

借入金 36,800百万円

コールマネー 15,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券118,910百万円、現金預け金8百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金は614百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、417,954百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が386,278百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等)合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 34,102百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。

12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,205百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 252円27銭

15. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(第二基準) 8.58%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,310百万円、株式等償却245百万円、株式等売却損210百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 15円90銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11円20銭

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	40,771	40,771	—
(2) コールローン及び買入手形	38,000	38,000	—
(3) 買入金銭債権(*1)	6,506	6,506	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	755	755	—
(5) 金銭の信託	3,967	3,967	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	613,025	613,025	—
(7) 貸出金	1,421,433		
貸倒引当金(*1)	△19,571		
	1,401,861	1,445,502	43,640
(8) 外国為替(*1)	1,856	1,856	—
資産計	2,106,744	2,150,385	43,640
(1) 預金	1,916,293	1,917,699	1,406
(2) 譲渡性預金	96,602	96,602	—
(3) コールマネー及び売渡手形	16,027	16,027	—
(4) 借入金	42,615	42,461	△154
(5) 外国為替	2	2	—
(6) 社債	10,000	9,868	△131
負債計	2,081,541	2,082,662	1,121
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの(*2)	554	554	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(36)	(36)	—
デリバティブ取引計	517	517	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。コールローンは残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格（期末月の月中平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,225百万円増加、「繰延税金資産」は1,389百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,835百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付ごとの信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のもので、期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に連結される子会社の信用リスクを加味した利率で割引いて時価を算定しております。

### (5) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 社債

当社の主要な子会社の発行する公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当該子会社の信用リスクを加味した利率で割引いて時価を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	1,565
② 組合出資金(*3)	2,456
合計	4,022

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について107百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の有価証券（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	3,986	3,389	597
	債券	500,508	492,005	8,503
	国債	264,375	259,888	4,487
	地方債	123,559	121,161	2,397
	社債	112,573	110,954	1,618
	その他	30,777	29,148	1,629
	小計	535,272	524,542	10,729
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	12,374	14,398	△2,023
	債券	15,353	15,378	△24
	国債	4,987	4,996	△8
	地方債	947	950	△2
	社債	9,419	9,432	△13
	その他	50,025	56,973	△6,948
	小計	77,753	86,750	△8,997
合計		613,025	611,293	1,732

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,627百万円（うち、株式137百万円、その他1,490百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

該当ありません。